

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件の見直し

- 一 施設を使用させる期間の下限を七日から三日へ短縮すること。（第十二条第二号関係）
- 二 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されることとすること。

（第十二条第六号関係）

- 三 国家戦略特別区域法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていることとすること。（第十二条第七号関係）

- 四 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われることとするのと。（第十二条第八号関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十八年十月三十一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。 （附則第二項及び第三項関係）